

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社に雇用され、B所在の同社C店（以下「事業場」という。）において、販売員として就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、事業場において業務中負傷し、同年○月○日、D医療機関を受診したところ、「右膝半月板損傷、変形性膝関節症」（以下「原傷病」という。）と診断され、療養の結果、○年○月○日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当すると認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

- 3 その後、請求人は、右下腿に浮腫が出現したことから、○年○月○日、D病院を受診し、「右下腿部静脈血栓症」（以下「旧傷病」という。）と診断されたため、請求人は、旧傷病は原傷病が再発したものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、旧傷病は原傷病が再発したものと認め、これを支給する旨の処分をした。請求人は、療養を継続した結果、○年○月○日、再び治癒（症状固定）した。

請求人は、再治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第10級に該当するものと認めたものの、請求人には既に障害等級第10級に該当する障害があり、新たに生じた障害は既存障害を上回らないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査

会は、○年○月○日付けでこれを棄却した（平成29年労第60号）。

- 4 請求人は、旧傷病が再発したとして、○年○月○日、D医療機関を受診し、「下肢静脈血栓症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

本件は、請求人が、本件傷病は旧傷病が再発したとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分の取消しを求める事案である。

- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人の本件傷病が旧傷病の再発によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

- 1 当審査会の事実認定

（略）

- 2 当審査会の判断

（1）請求人は、本件傷病には新たなカテーテル治療法が確立されているとして、本件傷病は旧傷病の再発と認められるべき旨主張しているので、決定書（略）理由に説示する再発の認定要件に照らし、以下検討する。

（2）E医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、診察上は静脈血栓症の再発を疑う所見を認めず、下肢静脈エコー検査上も再発悪化を認めない旨述べている。また、F医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、同年○月○日に施行した下肢静脈エコー検査では、血栓は存在するものの慢性期血栓疑いの判断であり、深部静脈血栓が増悪したものではないと述べており、両医師の所見からは、旧傷病の治癒時の症状に比し本件傷病が悪化しているとは認められ

ない。さらに、E医師は、上記意見書において、下肢深部静脈血栓症に関して薬物療法は行っていないと述べており、治療効果は期待できる状態ではないものと判断する。当審査会としても、上記各医学的意見について検討するに、下肢静脈エコー検査結果に照らした上記医師らの所見を妥当と判断する。

なお、請求人は本件傷病には新たなカテーテル治療法が確立されている旨主張するが、深部静脈血栓症の診断、治療、予防に関するガイドライン2017年改訂版によれば、深部静脈血栓症に対するカテーテル治療の適応は、急性期深部静脈血栓症であり、請求人の本件傷病のような慢性期深部静脈血栓症は適応外であるとされており、請求人の主張は認められない。

(3) したがって、請求人の本件傷病は、旧傷病の治癒時の症状に比し原傷病の増悪及び治療効果が期待できるものとは認められない。そうすると、当審査会としては、決定書(略)理由に説示のとおり再発の認定要件を満たさないことから、請求人に発症した本件傷病は旧傷病の再発とは認められないとした監督署長の判断は妥当であると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。